ハラスメントに関わる相談窓口について

はじめに

学校法人滝川学園ならびに法人が設置する名古屋文理大学および名古屋文理大学短期大学部（以下「本学」という。）は、本学におけるハラスメント防止及び排除とハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するため、「ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、本学の教職員の教育、研究又は就労および学生の教育、研究又は就学における環境等を保護します。

また、ハラスメントに関する相談および苦情の申し立てに対応するため、ハラスメント相談員を置き下記相談受付窓口を設置します。

定義

本学では、ハラスメントとは、次のように定めています。

(1) セクシュアル・ハラスメント

教職員が他の教職員、学生又は関係者を不快にさせる性的な言動、学生が他の学生又は関係者を不快にさせる性的な言動および関係者が教職員又は学生を不快にさせる性的な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員又は学生に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員又は学生に対して行う就労上又は就学上の不適切な言動

(4) カスタマーハラスメント

学生、保護者、受験生、卒業生、地域住民その他関係者から寄せられる意見や要望について、要求内容の妥当性を欠くもの、又は要求内容が妥当であってもその実現手段や態様が社会通念上許容される範囲を超え、教職員の健康、就業環境又は研究環境を害するもの

(5) ハラスメント

上記に掲げる言動およびこれに類する言動

相談できる人

本学教職員および派遣労働者、業務受託者、本学に在籍している学生からの相談を受け付けます。

相談方法

電話、メール、FAX、郵送、面談により受け付けます。

受付相談窓口

学校法人滝川学園 事務局総務課

〒492-8520 愛知県稲沢市稲沢町前田 365

ＴＥＬ：0587-23-2400（代） ＦＡＸ：0587-21-2844

E-mail：soumu@nagoya-bunri.ac.jp

受付時間：9:30～16:30（土・日曜、祝日、学園創立記念日、その他休日を除く）